（一括納付用）

**共同研究契約書（案）**

　東京都公立大学法人（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約における用語の定義は別紙1記載のとおりとする。

（共同研究の内容）

第１条　甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) | 研究題目 |  |
| (2) | 研究目的 |  |
| (3) | 研究概要 |  |
| (4) | 研究実施場所 |  |
| (5) | 研究スケジュール | 甲乙協議のうえ定めるものとする。 |
| (6) | 研究分担 | 甲乙協議のうえ定めるものとする。 |

（研究期間）

第２条　本共同研究の研究期間は、20○年○月○日から20○年○月○日までとする。

（共同研究に従事する者）

第３条　甲及び乙は、それぞれ別表第１に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

２　甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意を得て、自己の研究担当者を相手方の管理する研究実施場所に駐在させ、本共同研究に従事させることができる。

３　前項の場合、甲及び乙は、相手方の研究実施場所に駐在させる自己の研究担当者（以下「研究員」という。）に、相手方の施設にかかる諸規則を遵守させなければならない。

４　甲及び乙は、それぞれ自己に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知し、同意を得るものとする。

（研究経費等の負担）

第４条　乙は、別表第２に掲げる研究経費及び、当該研究経費に係る管理費（以下、総称して「研究経費等」という。）を負担するものとする。

２　乙は、研究経費等を甲が発行する請求書により指定する支払い期限までに、甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。当該振込に要する手数料は乙がこれを負担する。

なお、乙は、乙が期限までに研究経費等を支払わないときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払い額に、請求がなされる時点での法定利率の割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を甲に支払うものとする。（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。）

３　乙は、第３条第２項の規定に基づき、甲の研究実施場所に研究員を駐在させるとき、研究員に係る経費（以下「研究料」という。）として、研究員一人あたり年額42万円及び、当該研究料に係る管理費（以下、総称して「研究料等」という。）を支払うものとする。ただし、研究料等の月割計算は行わないものとする。

４　甲は、別表第３に掲げる初回請求日、及びその日から１年経過ごとに、同表に掲げる研究料等を乙に請求するものとする。研究料等の支払いについては、第２項に準ずるものとする。なお、当該研究員の駐在期間中において研究料が改訂された場合には、前項の定めにかかわらず、請求時点での研究料を適用するものとする。

（設備・物品等の帰属・提供等）

第５条　甲が研究経費等により取得した設備・物品等は、甲に帰属するものとする。

２　甲及び乙は、別表第４に掲げる設備・物品等を本共同研究の用に供するものとして相手方に提供する。

３　甲又は乙は、相手方が管理する設備のうち、本共同研究を行うために必要なものを相手方の同意を得て、無償で使用することができる。

４　甲又は乙は、相手方の書面による同意を得て、本共同研究を行うために必要な設備・物品等を、相手方の研究実施場所に設置し、又は持ち込み、これを使用することができる。ただし、当該設置又は持ち込みに要する費用は、乙が負担するものとする。

（知的財産の出願等）

第６条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い知的財産が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該知的財産に係る知的財産権の帰属等について確認するものとする。

２　甲及び乙は、それぞれ自己に属する研究担当者に原始的に帰属する知的財産権について、自己の規則等によりその承継を受けるよう措置するものとする。

３　甲に属する研究担当者又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で知的財産を創出したことを両者で合意した場合は、当該知的財産に係る知的財産権は、当該研究担当者が属する甲又は乙の単独所有とする。

４　前項の規定の知的財産のうち発明等について、単独所有となった当事者は、単独で出願等の手続きを行うものとする。この場合、出願、権利化、登録及び権利維持に要する費用は、出願等を行う当事者が負担する。

５　甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、共同して知的財産を創出したことを両者で合意した場合は、当該知的財産に係る知的財産権は、甲乙共有とし、甲及び乙の持分を協議して定めるものとする。

（甲に単独で帰属する知的財産権の取扱い）

第７条　甲は、前条第３項の規定に基づき甲に単独で帰属する知的財産権を、乙が非独占的に実施したい旨の申し出があった場合には、甲乙協議のうえ、別途契約を締結することにより、乙に対し、当該知的財産権に係る非独占的な実施権を許諾することができるものとする。

２　甲は、甲に単独で帰属する知的財産権を、乙から独占的に実施したい旨の申し出があった場合には、甲乙協議のうえ、別途契約を締結することにより、乙に対し、当該知的財産権に係る独占的実施権を、上記契約において甲乙別途合意する期間（以下「独占的実施期間」という。）許諾又は設定することができるものとする。ただし、甲は、当該知的財産権に係る独占的実施権を乙に許諾又は設定した場合でも、自己の教育、研究目的には当該知的財産権を実施することができるものとする。

３　甲は、乙が、甲に単独で帰属する知的財産権を、前項に規定する独占的実施期間中、甲乙別途合意する時期までに正当な理由なく実施しない場合又は実施のための準備行為を行わないと甲が判断した場合は、第三者に対し当該知的財産権の非独占的な実施権を許諾することができるものとする。

（共有に係る特許権等の取扱い）

第８条　第６条第５項の規定に基づき、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、共同して発明等を創出したことを両者で合意した場合は、甲乙協議のうえ、当該発明等に係る特許権等の取扱いについて、その出願前に、甲に対する書面又は電磁的記録方法(電子メールを含む)による通知により、以下の各号のうちいずれか一つを選択するものとする。

（有償譲受）

(1)　甲及び乙が合意をしたときは、乙は、甲より有償で当該特許権等の甲の持分の譲渡を受け、以降、乙に単独で帰属する特許権等として取り扱う。ただし甲は、自己の持分を譲渡した後も無償で自己の教育、研究目的には当該特許権等を実施することができる。

（独占的実施）  
(2)　甲乙共同で当該発明等を出願した場合に、以下の条件（イ）及び（ロ）のもとで

は、当該特許権等について、甲は第三者に対し実施の許諾を行わず、乙のみが独占的に実施する権利を有するものとし、乙は、甲の同意を得ることなく、第三者に対し、当該特許権等の非独占的な実施の許諾を行うことができる。ただし、本号に基づき、乙が当該特許等を独占的に実施する権利を有する場合でも、甲は無償で自己の教育、研究目的には当該特許権等を実施することができる。

（イ）乙は、甲に対し当該特許権等に係る独占的実施権の対価を支払う。

（ロ）当該発明等の出願、権利化、登録及び権利維持等の費用は、乙がすべて負担する。

（非独占的実施）

(3)　甲乙共同で当該発明等を出願した場合に、以下の条件（イ）、（ロ）及び（ハ）のもとでは、当該特許権等について、乙は、非独占的に実施する権利を有し、乙は、甲に対し対価を支払うことなく、当該特許権等を実施することができる。

（イ）当該発明等の出願、権利化、登録及び権利維持等の費用は乙がすべて負担する。

（ロ）甲は、乙の同意を得ることなく、第三者に対し、非独占的な実施の許諾を行うことができる。ただし、甲は、当該許諾を行うにあたっては、乙の意見を事前に聴取のうえ、これを斟酌するものとする。

（ハ）当該特許権等の第三者に対する実施許諾に係る対価は、甲及び乙に対し、当該特許権等のそれぞれの持分に応じて配分される。

２　乙が共有に係る特許権等について本条第１項第２号（独占的実施）の選択をしている場合において、当該発明等の出願の日から５年が経過した以降において、乙が正当な理由なく当該特許権等を実施していないと甲が判断したときは、甲は、乙に対し書面によりその旨を通知したうえで、以降、同号の規定にかかわらず、当該特許権等について、乙の同意を得ることなく、第三者に対し非独占的な実施権の許諾を行うことができるものとする。ただし、甲は、正当な理由があるか否かについて判断するにあたっては、乙の意見を事前に聴取の上、これを斟酌するものとする。なお、当該通知後は、乙は、当該特許権等を非独占的に実施する権利を有し、同項第３号の条件が適用されるものとする。

（外国出願）

第９条　前条の規定は、外国における発明等の出願、権利化、登録及び権利維持（以下「外国出願」という。）についても適用する。

２　甲及び乙は、共有に係る発明等を外国出願する場合は甲乙協議のうえ行うものとする。

（共有に係る著作物及び成果有体物の取扱い）

第10条　甲及び乙は、本共同研究成果として共有に係る著作物が得られた場合、当該著作物に係る著作権の実施その他の取扱いは、甲乙協議のうえ、別途契約を締結する。

２　甲及び乙は、本共同研究成果として成果有体物が得られた場合、速やかに相手方に通知し、当該成果有体物の所有権の帰属及び使用その他の取扱いは、甲乙協議のうえ、別途契約を締結する。

（秘密情報の秘密保持）

第11条　甲及び乙は、本共同研究の実施にあたり、秘密保持を求める技術上の情報を相手方に開示し又は提供するときは、秘密であることを明記したうえで、書面で開示又は提供しなければならず、口頭又は視覚的手段で開示するときは、予め秘密であることを宣言して開示し、開示した日の翌日から起算して７日以内に、秘密にすべき情報を書面に記載して特定しなければならない。

２　甲及び乙は、前項の規定に従って相手方より開示又は提供された情報（以下、「秘密情報」という。）を秘密に保持し、第３条に定めた研究担当者及び本共同研究の実施及び管理のために自己に属する秘密情報を知る必要のある者(以下「秘密情報受領者」という。）以外に開示又は提供してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報受領者に対し、その所属を離れた後も、本項及び第３項に規定する義務を履行させなければならない。

３　甲及び乙は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。

４　甲及び乙は、本共同研究完了後、若しくは本共同研究中止後、又は契約有効期間中に相手方より要求されたときは、相手方から提供された秘密情報を相手方に返還若しくは廃棄するものとする。

５　前三項の規定は、次のいずれかに該当することを証明できる情報には適用しない。

(1)　開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2)　開示又は提供を受けた際、既に公知となっていた情報

(3)　開示又は提供を受けた後に、自己の責めによらずに公知となった情報

(4)　正当な権原を有する第三者から適法に取得した情報

(5)　秘密情報によることなく、独自に開発し、又は取得した情報

(6)　開示又は提供することにつき事前に相手方の書面による同意を得た情報

６　第２項及び第３項の規定は、裁判所又は行政機関からの請求又は命令等に基づいて相手方の秘密情報を開示する行為には適用しない。ただし、かかる開示を行うときは、相手方に対し、秘密情報の保護の措置（開示範囲についての協議を含む。）を行う合理的な機会を与えるよう努めるものとする。

７　第２項及び第３項の義務を負う期間は、本共同研究の開始から、第２条に定める研究期間終了後、本共同研究の中止又は本契約の解約後３年間とする。ただし、甲及び乙は、協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（実績報告書の作成）

第12条　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の研究期間中に得られた研究成果について報告書（以下「実績報告書」という。）を、本共同研究完了の翌日から30日以内にとりまとめるものとする。

（ノウハウの取扱い）

第13条　甲及び乙は、第６条第１項に基づく協議の結果、ノウハウに該当するものについて速やかに指定し、これを秘匿するものとする。

２　前項で指定されたノウハウは、秘匿すべき期間（以下「秘匿期間」という。）と合わせて第12条に定める実績報告書に明記するものとし、甲及び乙は秘匿期間中、当該ノウハウを第三者に開示・漏洩しないものとする。

３　秘匿期間は、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して３年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議のうえ、秘匿期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究成果の公表）

第14条　甲及び乙は、本共同研究完了の翌日から起算し３ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果について、第11条で規定する秘密保持の義務及び第13条で規定するノウハウ秘匿の義務を遵守したうえで発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、研究成果の公表等の時期を早めることができるものとする。

２　前項の場合、甲又は乙のうち研究成果の公表等を希望する者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までに発表又は公開を希望する研究成果を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による相手方の了解を得たうえで、当該研究成果が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　前項の通知を受けた当事者は、当該研究成果を発表又は公開されることが将来期待される自己の利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後14日以内に当該研究成果の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、発表又は公開により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、発表又は公開してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　本条第２項に規定する通知しなければならない期間は、本共同研究完了の翌日から起算して１年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第15条　甲又は乙のいずれかが、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の事前の書面による同意を得たうえで、研究担当者以外の者を研究協力者とすることができる。

２　研究担当者以外の者が研究協力者となるにあたっては、研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならないとともに、研究協力者の本共同研究遂行上の行為について、全責任を負うものとする。

３　研究協力者が本共同研究の結果、知的財産を創出した場合は、甲乙間で別途の合意がない限り第６条から第10条までの規定を準用するものとする。

（研究の中止又は期間の延長）

第16条　天災その他本共同研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙はその責を負わないものとする。

（研究の完了又は中止等に伴う設備等の取扱い）

第17条　甲及び乙は、本共同研究を完了、又は中止したとき若しくは本契約が終了したときには、相手方から受け入れた設備があり、かつ相手方から返還要求を受けた場合、本共同研究の完了又は中止の時点の状態で相手方に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（個人情報の取扱い）

第18条　甲及び乙は、相手方から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条に定めるものをいう。以下同じ。）については、個人情報の保護に関する法律に従い善良なる管理者の注意をもって取扱うものとする。

２　甲及び乙は、本共同研究に必要な範囲を超えて、相手方が保有する個人情報を取得してはならない。

３　甲及び乙は、本共同研究を遂行するために個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

４　甲及び乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1)　相手方から預託を受けた個人情報若しくは甲及び乙が本共同研究を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供、又はその内容を知らせる行為

(2)　相手方から預託を受けた個人情報又は甲及び乙が本共同研究を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変する行為

５　甲及び乙は、個人情報を取扱うにあたり、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

６　甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解約後速やかに返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示によるものとする。

７　甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報について、漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、相手方に速やかに報告し、その指示に従わなくてはならない。

（輸出管理）

第19条　甲及び乙は、研究成果及び秘密情報を安全保障輸出管理の観点から適切に取扱い、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき外為法第６条第１項第６号に規定する非居住者へ提供する際には必要な手続きを取るものとする。

２　甲及び乙は、相手方から求められた際は、研究成果及び秘密情報の外為法上の該非情報を速やかに書面で回答するものとする。

（契約の解除及び解約）

第20条　甲は、乙が共同研究費を第４条に定める期限までに振込まないときは、催告なく直ちに本契約を解除することができるものとする。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、相手方に催告したにもかかわらず、当該催告後30日以内にこれが是正されないときは、本契約を解約することができるものとする。

(1)　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2)　相手方が本契約に違反したとき

３　乙が破産、会社更生、民事再生等の申立てをし、若しくは他から受けた場合、差押、仮差押、仮処分を受けるなど信用が悪化した場合、又は本共同研究に関連する事業の営業を停止した場合は、甲は直ちに本契約を解約することができるものとする。

（損害賠償）

第21条　甲又は乙は、前条に掲げる事由又は、自己、自己の研究担当者等若しくは研究協力者の故意若しくは重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害のうち、別表第２に定める研究経費の範囲において、相手方が被った直接かつ通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）を賠償しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第22条　暴力団等排除に関する特約条項については、別紙2に定めるところによる。

（契約の有効期間）

第23条　本契約の有効期間は、第２条に定める研究期間と同一とする。

２　本契約の終了又は解除後も、第６条から第15条まで、第17条から第19条まで、第21条及び第25条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第24条　本契約に定めのない事項、及び本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第25条　本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

２　本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　以上の約定を証するものとして、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

　令和　　年　　月　　日

甲　　東京都八王子市南大沢一丁目1番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都公立大学法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　産学公連携センター長

　　堀　田　貴　嗣 印

乙　　住所○○○○○○

会社名〇〇〇〇

役職　　　〇〇　○○ 印

別表第１

**共 同 研 究 担 当 者 名 簿**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 研究担当者氏名 | 学校名・所属・職名 |
| 甲 |  |  |
| 乙 |  |  |

(注)　代表者には氏名に※を印すこと

別表第２（第４条関係）甲の施設における共同研究の研究経費等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研　究　経　費 | 管理費 | 合　　計 |
| 円  （税込） | 円  （税込） | 円  （税込） |
| （うち消費税額）  円 | （うち消費税額）  円 | （うち消費税額）  円 |

（注）管理費は、総額の10％とする。

別表第３（第４条関係）第３条第２項に定める研究員に係る研究料等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 研究員氏名 | 研 究 料 | 管 理 費 | 合　計 | 初回請求日 |
|  | 円  （税込） | 円  （税込） | 円  （税込） | 20○年  〇月〇日 |
| （うち消費税額） | 円 | 円 | 円 |  |

別表第４（第５条関係）本共同研究の用に供する設備・物品等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 設備・物品等の名称、規格、数量等 | 返還の要否 |
| 甲の提供設備・  物品等 |  |  |
| 乙の提供設備・  物品等 |  |  |

（“－” は対象となる設備・物品が無いことを示す。）

別紙1（定義）

１　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1)　「研究成果」とは、 本共同研究の実施に伴い得られた発明、考案、意匠、商標、植物の新品種、半導体集積回路の回路配置、著作物、ノウハウ、成果有体物等の技術的成果をいう。ただし、本契約第12条に規定する実績報告書において成果が特定された後は、その特定された成果を研究成果とみなす。

(2)　「知的財産」とは、研究成果として得られたもののうち、発明、考案、意匠、商標、植物の新品種、半導体集積回路の回路配置、著作物及びノウハウをいう。

(3)　「発明等」とは、知的財産のうち、発明、考案、意匠、商標、植物の新品種、半導体集積回路の回路配置をいう。

(4)　「知的財産権」とは、第１項(2)に規定する知的財産に係る権利のうち、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許法（昭和34年法律第121号）第66条に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）第20条に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）第18条に規定する商標権、種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規定する育成者権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第10条に規定する回路配置利用権及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ロ　特許法第33条に規定する特許を受ける権利、実用新案法第11条第２項に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法第15条第２項に規定する意匠登録を受ける権利、商標法第13条第２項に規定する商標登録出願により生じた権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する著作権並びに外国における上記権利に相当する権利

　　ニ　不正競争防止法（平成５年法律第47号）の下に保護の対象となる秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議のうえ、特に指定するノウハウに係る権利

(5) 「特許権等」とは、知的財産権のうち、第１項(4)イ、ロに規定する権利をいう。

２　知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、著作権法に基づく著作物を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

３　「実施権」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 「通常実施権」とは、次のものをいう。

イ　特許法第78条に規定する通常実施権、実用新案法第19条に規定する通常実施権、意匠法第28条に規定する通常実施権、商標法第31条に規定する通常使用権

　　 ロ　種苗法第26条に規定する通常利用権

ハ　半導体集積回路の回路配置に関する法律第17条に規定する通常利用権

　　 ニ　第１項(4)ロに規定する権利の対象となるものについて非独占的に実施、使用、利用をする権利

　　 ホ　著作物に係る著作権について非独占的に実施をする権利

　　 へ　ノウハウについて非独占的に実施をする権利

(2) 「独占的実施権」とは、次のものをいう。

イ　第３項(1)に定める通常実施権のうち、契約により独占的に実施することを許諾された権利

　　 ロ　特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、商標法第30条に規定する専用使用権

　　 ハ　種苗法第25条に規定する専用利用権

ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権

４　「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第１に掲げる者及び本契約第３条第４項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、研究担当者以外の者であって、本契約第18条第１項に該当し本共同研究に協力する者をいう。

（以下、余白）

別紙２（暴力団等排除に関する特約条項）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第１条　甲及び乙は、相手方が東京都暴力団排除条例（平成23年３月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第５条第１項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、本契約を解除することができる。この場合においては、相手方への何ら催告その他の手続を要しないものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって相手方に損害が生じても、その責めを負わないものとする。また、かかる解除により自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

３　甲及び乙は、本契約の規程により相手方から受け入れた設備がある場合、契約解除に伴う前記設備の措置については、本契約第17条の規定を準用するものとする。ただし、撤去及び搬出に要する経費は、契約解除を受けた者の負担とする。

４　前項の場合において、契約解除を受けた者のとるべき措置の期限、方法等については、契約解除を行った者が定めるものとする。

（不当介入に関する通報報告）

第２条　甲及び乙は、本契約の履行にあたって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場

合は、遅滞なく相手方への報告及び管轄の都道府県警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

２　前項の場合において、甲又は乙が管轄警察署に通報報告を行うにあたっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく通報報告の内容を記載した書面を相手方及び管轄警察署に提出しなければならない。

３　甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、乙を東京都公立大学法人の契約から排除する措置を講ずることができる。

（以下、余白）